

1. 経過等について

学童保育所は、小学校に就学している児童で、保護者が就労により昼間家庭にいない児童や、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない児童を対象として、その放課後の時間帯において児童に適切な遊びや生活の場を提供し、その児童の健全育成を図ることを目的としています。

子ども・子育て支援新制度では、地域の実情に応じた子ども子育て支援事業の充実を図ることとされており、学童保育所もその一つに位置付けられ、その設備や運営基準について、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、本市が条例で定める必要があるとされております。

2. 基準案について

項目	国の基準	基準	市の基準	市の考え方
従事する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育所指導員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの</li> <li>○保育士</li> <li>○社会福祉士</li> <li>○高等学校を卒業した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者</li> <li>○教員免許を有する者</li> <li>○大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>○高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上学童保育所に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの</li> </ul> <p>※経過措置あり</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
員数	<p>・「児童の集団の規模」の基準で定める児童の集団に対して学童保育所指導員2人以上を配置することとする。ただし、そのうち、1人を除き、補助員(学童保育所指導員が行う支援について学童保育所指導員を補助する者)をもって代えることができる。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

児童の集団の規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童の集団の規模」は、おおむね40人以下とする。</li> </ul>	参 酌 す べ き 基 準	「児童の集団規模」は、概ね40人以下とする。但し、地域の実情を考慮する必要がある場合は、この限りではない。	地域の実情を考慮しつつ、原則国の基準とする。
施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈専用区域、設備、備品等〉</li> <li>・専用区域(遊び及び生活の場並びに静養するための機能を備えた区域)と必要な設備及び備品等の整備〈面積〉</li> <li>・専用区域の面積は、児童1人につき概ね1.65㎡以上とする。</li> <li>〈その他〉</li> <li>・専用区域と必要な設備及び備品等の整備は、衛生及び安全を確保しなければならない。</li> </ul>	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
開所時間及び開所日数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開所時間は、休業日については1日8時間以上、休業日以外については1日平均3時間以上を原則とする。</li> <li>・開所日数は、年間250日以上を原則とし、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の休業日その他の状況等を考慮する。</li> </ul>	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。</li> <li>・避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。</li> </ul>	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
利用者を平等に取り扱う原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、児童の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。</li> </ul>	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
虐待の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、児童に対し、虐待その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</li> </ul>	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</li> <li>・事業者は、職員であったものが正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</li> </ul>	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と 同じ	国の方針の とおり
苦情への 対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、その行った支援に関する児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</li> </ul>	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と 同じ	国の方針の とおり
保護者との 連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、常に児童の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</li> </ul>	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と 同じ	国の方針の とおり
関係機関 との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して、利用者の支援に当たらなければならない。</li> </ul>	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と 同じ	国の方針の とおり
事故発生 時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、児童に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該児童の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</li> </ul>	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と 同じ	国の方針の とおり